

熊本市公報

第 1395 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務厚生課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

○熊本市開発許可の基準等に関する条例第 5 条に規定する土地の区域の指定に関する規則の一部を改正する規則（規則第 3 号）	82
---	----

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による共同生活援助を行う事業の指定廃止（告示第 53 号）	83
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による居宅介護・重度訪問介護・同行援護を行う事業の指定廃止（告示第 54 号）	83
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 55 号）	83
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（告示第 56 号）	84
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（告示第 57 号）	85
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 58 号）	85
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 59 号）	85
○身体障害者福祉法による医師の指定（告示第 61 号）	86
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（告示第 62 号）	86
○介護保険法による通所介護及び介護予防通所介護事業の廃止（告示第 63 号）	87
○介護保険法による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業並びに特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業の廃止（告示第 64 号）	87
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 65 号）	88
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 66 号）	88
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 67 号）	90
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 68 号）	90
○市議会の招集（告示第 69 号）	91
○平成 26 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 70 号）	91
○平成 26 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 71 号）	91
○平成 26 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 72 号）	91
○平成 26 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 73 号）	92

○放置自転車の売却等（告示第 74 号）	92
○差押調書（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 75 号）	92
○市道の区域変更（告示第 76 号）	93
○平成 26 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 79 号）	93
○手数料及び販売収入の収納事務の委託（告示第 80 号）	93
公 告	
○差押財産の公売及び見積価額（公告第 86 号）	94
○開発行為に関する工事の完了（公告第 87 号）	95
○開発行為に関する工事の完了（公告第 88 号）	95
○開発行為に関する工事の完了（公告第 89 号）	95
○土砂災害警戒区域等の指定（公告第 90 号）	96
○県営第一海路口地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の同意（公告第 95 号）	97
○開発行為に関する工事の完了（公告第 103 号）	97
○開発行為に関する工事の完了（公告第 104 号）	98
○開発行為に関する工事の完了（公告第 105 号）	98
○開発行為に関する工事の完了（公告第 111 号）	98
○開発行為に関する工事の完了（公告第 119 号）	98
○開発行為に関する工事の完了（公告第 130 号）	99
○開発行為に関する工事の完了（公告第 131 号）	99
○開発行為に関する工事の完了（公告第 133 号）	99
○国土調査法による地図及び簿冊の作成（公告第 134 号）	99
○国土調査法による地図及び簿冊の作成（公告第 135 号）	100
○国土調査法による地図及び簿冊の作成（公告第 136 号）	100
○平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画の策定及び縦覧（公告第 137 号）	101
○開発行為に関する工事の完了（公告第 143 号）	101
○熊本市森林整備計画の変更に伴う公告縦覧（公告第 145 号）	102
中 央 区	
○住民票の職権消除（中央区告示第 2 号）	102
○住民票の職権消除（中央区告示第 3 号）	102
○住民票の職権消除（中央区告示第 4 号）	102
南 区	
○住民票の職権消除（南区告示第 2 号）	102
北 区	
○住民票の職権消除（北区告示第 1 号）	103
上下水道局	

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 5 号）……………	103
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 6 号）……………	104
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 7 号）……………	104

教育委員会

○熊本市田原坂西南戦争資料館条例施行規則（教委規則第 3 号）……………	104
--------------------------------------	-----

農業委員会

○農業委員会総会の招集（農委公告第 2 号）……………	106
-----------------------------	-----

人事委員会

○熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（人委規則第 1 号）……………	107
○熊本市住居手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 2 号）……………	110

規 則

規 則 第 3 号

平成 2 7 年 2 月 1 3 日

熊本市開発許可の基準等に関する条例第 5 条に規定する土地の区域の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市開発許可の基準等に関する条例第 5 条に規定する土地の区域の指定に関する規則の一部を改正する規則

熊本市開発許可の基準等に関する条例第 5 条に規定する土地の区域の指定に関する規則（平成 2 2 年規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「第 8 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条第 1 0 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 0 号の改正規定は、平成 2 7 年 5 月 2 9 日から施行する。

告 示

告示第 5 3 号

平成 2 7 年 2 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、共同生活援助を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
レジャーメ藤崎宮
熊本市中央区北千反畑町 5 番 1 3 号
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
特定非営利活動法人 IOB スポーツ推進事業団
熊本市中央区水前寺三丁目 4 4 番 3 4 号
理事長 福島 貴志
- 3 廃止した事業の種類
共同生活援助
- 4 廃止年月日
平成 2 7 年 1 月 3 1 日

告示第 5 4 号

平成 2 7 年 2 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、居宅介護・重度訪問介護・同行援護を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
IOB 訪問介護事業所
熊本市中央区北千反畑町 5 番 1 3 号 メゾンドあい 3 0 8
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
特定非営利活動法人 IOB スポーツ推進事業団
熊本市中央区水前寺三丁目 4 4 番 3 4 号
理事長 福島貴志
- 3 廃止した事業の種類
居宅介護・重度訪問介護・同行援護
- 4 廃止年月日
平成 2 7 年 1 月 3 1 日

告示第 5 5 号

平成 2 7 年 2 月 2 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 928	北部病院 熊本市北区四方寄町1281-3	医療法人社団 原武会 熊本市北区四方寄町1281-3 理事長 原 武司	平成27年 2月1日	短期入所療養介 護
4370110 928	北部病院 熊本市北区四方寄町1281-3	医療法人社団 原武会 熊本市北区四方寄町1281-3 理事長 原 武司	平成27年 2月1日	介護予防短期入 所療養介護

告 示 第 5 6 号

平成 27 年 2 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 事業所の名称及び所在地

(1) ヘルパーセンターてとろ城山

熊本市西區城山下代二丁目 14 番 22 号

ライフサポートマンション彩里Ⅱ 1 階

(2) 居宅介護事業所 ゆとりすと

熊本市東區長嶺西一丁目 6 番 88 号 ザ・クレイン 605

(3) KOB ケアサービス

熊本市東區若葉六丁目 11 番 8 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

特定非営利活動法人 生き生きネットワークてとろ

愛知県名古屋市中區大曾根二丁目 9 番 66 号

八神 威雄

(1) 株式会社 ゆとりすと

熊本市東區長嶺東八丁目 6 番 72 号

永淵 容子

(2) 合同会社 KOB

熊本市東區若葉五丁目 10 番 16 号

大坂 良司

3 指定年月日

平成 27 年 2 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

(1) 同行援護

(2) 居宅介護、重度訪問介護

(3) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護

5 主たる対象とする障害の種類

特定なし

告 示 第 5 7 号

平成 2 7 年 2 月 2 日

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 事業所の名称及び所在地
サポート
熊本市西区花園七丁目 1 0 番 1 2 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社 サポートピュア
熊本市西区池田二丁目 2 5 番 6 5 号
- 3 指定年月日
平成 2 7 年 2 月 1 日
- 4 障害児通所支援サービスの種類
放課後等デイサービス

告 示 第 5 8 号

平成 2 7 年 2 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	有限会社調剤薬局ケンコー堂 植木店	熊本市北区植木町舞尾 5 4 2 - 2	平成 2 7 年 2 月 1 日 ~ 平成 3 3 年 1 月 3 1 日
2	新生堂薬局 佐土原店	熊本市東区佐土原三丁目 1 1 - 1 0 0	平成 2 7 年 2 月 1 日 ~ 平成 3 3 年 1 月 3 1 日
3	i S S ヘルスケア訪問看護ステーション	熊本市中央区坪井六丁目 3 6 番 1 2 号	平成 2 7 年 2 月 1 日 ~ 平成 3 3 年 1 月 3 1 日

告 示 第 5 9 号

平成 2 7 年 2 月 2 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 1 0 9 3 6	デイスサービスななみ 熊本市南区富合町杉島 1 1 2 7	株式会社ひまわり 熊本市南区島町三丁目 8 番 2 0 - 1 0 2 号 代表取締役 近藤 大地	平成 2 7 年 2 月 1 日	通所介護

4370110 936	デイサービスななみ 熊本市南区富合町杉島1127	株式会社ひまわり 熊本市南区島町三丁目8番20- 102号 代表取締役 近藤 大地	平成27年 2月1日	介護予防通所介 護
----------------	-----------------------------	--	---------------	--------------

告 示 第 6 1 号

平成 27 年 2 月 4 日

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成6年規則第62号）第4条の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医師氏名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
毛利 友彦	内 科	良町クリニック	熊本市南区良町四丁目 1番80号	平成26年12月1日
水本 圭彦	整形外科	水本整形外科・いわし た内科	熊本市中央区国府二丁 目17番34号	平成26年8月1日
向山 政志	腎臓内科	熊本大学医学部附属 病院	熊本市中央区本荘一丁 目1-1	平成27年1月27日
中山 裕史	腎臓内科	熊本大学医学部附属 病院	熊本市中央区本荘一丁 目1-1	平成27年1月27日
安達 政隆	腎臓内科	熊本大学医学部附属 病院	熊本市中央区本荘一丁 目1-1	平成27年1月27日
栗原 孝成	腎臓内科	熊本大学医学部附属 病院	熊本市中央区本荘一丁 目1-1	平成27年1月27日
小林 修	脳神経外科	済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目 3番1号	平成27年1月27日
田中 優砂光	整形外科	自衛隊熊本病院	熊本市東区東本町15 番1号	平成27年1月27日
伊東 隆三	矯正歯科	伊東歯科口腔病院	熊本市中央区子飼本町 4-14	平成27年1月27日

告 示 第 6 2 号

平成 27 年 2 月 4 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名	所在地	担当すべき 医療の種類	主として担当 する医師・薬剤 師名	指定年月日
アクア調剤薬局	熊本市南区野口二丁目 12番11号	調剤	前田 二郎	平成27年2月1日
みんなの薬局	熊本市中央区黒髪二丁 目31番27号	調剤	内田 幸一	平成27年2月1日

熊本大学医学部付 属病院	熊本市中央区本荘一丁 目 1 番 1 号	腎臓	向山 政志	平成 27 年 2 月 1 日
さつき薬局 水道 町店	熊本市中央区水道町 8 番 2 号	調剤	加藤 公代	平成 27 年 2 月 1 日
さくら調剤薬局 浜線店	熊本市南区良町一丁目 22-17	調剤	浮池 順平	平成 27 年 2 月 1 日
薬局 昊	熊本市南区薄場三丁目 11 番 47 号	調剤	本田 瑞穂	平成 27 年 2 月 1 日
本山ごふく薬局	熊本市中央区本山四丁 目 8 番 38 号	調剤	鬼崎 信文	平成 27 年 2 月 1 日
シモカワ薬局 セ ンター店	熊本市中央区桜町 3 番 10 号	調剤	森田 啓一郎	平成 27 年 2 月 1 日
めいご薬局	熊本市中央区南千反畑 町 14 番 27 号	調剤	奈良 久美	平成 27 年 2 月 1 日
あすなる薬局 帯 山店	熊本市中央区帯山三丁 目 18 番 42 号	調剤	赤松 康宏	平成 27 年 2 月 1 日

告示 第 6 3 号

平成 27 年 2 月 5 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4372500 696	たんぼぼ 熊本市北区植木町宮原 177 番地	グループホーム郷 有限会社 熊本市北区植木町宮原 177 番地 代表取締役 畠山 正守	平成 27 年 2 月 28 日	通所介護 介護予防通所介 護

告示 第 6 4 号

平成 27 年 2 月 5 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4370106 058	ホワシ熊本 熊本市東区小山五丁目 19 番 55 号	株式会社ケアーズホワシ 熊本市東区小山五丁目 19-55 代表取締役 帆鷺 輝志男	平成 27 年 3 月 1 日	・福祉用具貸与 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・特定介護予防福祉用具販売

告 示 第 6 5 号

平成 2 7 年 2 月 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、同法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
通町眼科医院 熊本市中央区上通町 1-26 aune KUMAMOTO 7 階 通町眼科医院 伊佐敷 靖	眼科	平成 2 6 年 1 2 月 1 日
(訪問看護)		
訪問看護ステーション 轍 熊本市南区江越一丁目 2 9 番 1 6 号 合資会社 轍 代表社員 宮本 博文	訪問看護	平成 2 6 年 1 1 月 1 日
訪問看護ステーション 桜十字 熊本市南区御幸木部一丁目 1 番 1 号 医療法人桜十字 理事長 西川 朋希	訪問看護	平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日
(柔道整復)		
きたくま整骨院 亀山 智史 熊本市北区下硯川一丁目 2-25 亀山 智史	柔道整復	平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日
おはな整骨院 新井 春樹 熊本市中央区帯山 7-18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 2 7 年 1 月 5 日
おはな整骨院 渡鹿院 石田 将喜 熊本市中央区渡鹿 3-14-16 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 2 7 年 1 月 5 日
(あん摩・マッサージ)		
leaf 在宅マッサージ 角田 美和 熊本市東区戸島本町 7 番 1 号 株式会社 Raibridge 代表取締役 富岡 美奈	あん摩・マッサージ	平成 2 7 年 1 月 1 3 日
(はり・きゅう)		
夢限堂村上針灸院 村上 昭馬 熊本市東区江津二丁目 3 7-5 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日

告 示 第 6 6 号

平成 2 7 年 2 月 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(訪問看護)			
新	訪問看護ステーション八王寺の杜 熊本市中央区国府三丁目 19 番 4 2 号 社会医療法人芳和会 理事長 大石 史弘	平成 26 年 12 月 1 日	名称・所在地変更
旧	訪問看護ステーションすなとり 熊本市中央区神水一丁目 21-16 社会医療法人芳和会 理事長 大石 史弘		
(薬局)			
新	三恵薬局 新地店 熊本市北区清水新地七丁目 9-23 有限会社峰正商事 代表取締役 坂本 一馬	平成 26 年 12 月 16 日	代表者変更
旧	三恵薬局 新地店 熊本市北区清水新地七丁目 9-23 有限会社峰正商事 代表取締役 安田 健一		
新	三恵薬局 浜線店 熊本市南区田迎町田井島 223-3 有限会社峰正商事 代表取締役 坂本 一馬	平成 26 年 12 月 16 日	代表者変更
旧	三恵薬局 浜線店 熊本市南区田迎町田井島 223-3 有限会社峰正商事 代表取締役 安田 健一		
新	三恵薬局 田迎店 熊本市南区馬渡二丁目 12-26 有限会社峰正商事 代表取締役 坂本 一馬	平成 26 年 12 月 16 日	代表者変更
旧	三恵薬局 田迎店 熊本市南区馬渡二丁目 12-26 有限会社峰正商事 代表取締役 安田 健一		
(柔道整復)			
新	鍼灸整骨院 爽快館 小崎 太 熊本市中央区下通二丁目 2-26 森本ビル 1F 小崎 太	平成 26 年 11 月 6 日	名称・所在地変更
旧	整骨院爽快館はません店 小崎 太 熊本市南区田井島 1-2-1 ゆめタウンはません 2F 小崎 太		
新	さくらい整骨院 櫻井 剛史 熊本市北区龍田八丁目 9-88 櫻井 剛史	平成 26 年 10 月 1 日	所在地変更
旧	さくらい整骨院 櫻井 剛史 熊本市北区龍田八丁目 8-1 オフィスクワモト 1F 櫻井 剛史		

告 示 第 6 7 号

平成 2 7 年 2 月 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
通町 aune 眼科医院 熊本市中央区上通町 1 - 2 6 aune KUMAMOTO 7 階 田浦 輝美	平成 2 6 年 1 1 月 3 0 日
(歯科)	
清水歯科クリニック 熊本市北区八景水谷 1 - 6 - 4 0 清水 弘光	平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日
(柔道整復)	
おはな整骨院（施術者：石田 将喜） 熊本市中央区帯山 7 - 1 8 - 7 9 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	平成 2 7 年 1 月 5 日
おはな整骨院渡鹿院（施術者：新井 春樹） 熊本市中央区渡鹿 3 - 1 4 - 1 6 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	平成 2 7 年 1 月 5 日

告 示 第 6 8 号

平成 2 7 年 2 月 6 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
1 月 2 0 日	はり札等	1	戸島	1 月 2 1 日
1 月 2 3 日	はり札等	6	世安町	1 月 2 4 日
1 月 2 6 日	立看板等	2	出水	1 月 2 7 日
1 月 2 9 日	はり札等	2 6	段山本町・島崎・池上町・谷尾 崎町・桜木	1 月 3 0 日
1 月 3 1 日	はり札等	1 7	迎町・上代・野中・野口	2 月 1 日
2 月 2 日	はり札等	3	麻生田・保田窪・戸島西	2 月 3 日
2 月 3 日	はり札等	2	画図町重富・長嶺南	2 月 4 日
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町 3 - 1）				

告 示 第 6 9 号

平成 2 7 年 2 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条及び第 1 0 2 条の規定に基づき、市議会の定例会を次のとおり招集する。

熊本市長 大 西 一 史

1 期 日 平成 2 7 年 2 月 1 6 日

2 場 所 熊本市役所

告 示 第 7 0 号

平成 2 7 年 2 月 1 0 日

平成 2 6 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 2 6	市県民税	5 期	平成 2 7 年 3 月 2 日	4 人

告 示 第 7 1 号

平成 2 7 年 2 月 1 0 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 2 6 年度	1 2 月期	4 4 1 人
	1 1 月期	1 5 人
	1 0 月期	4 人
	9 月期	1 人
	8 月期	1 人
	7 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 2 7 年 2 月 1 9 日

告 示 第 7 2 号

平成 2 7 年 2 月 1 0 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出によ

り交付する。

熊本市長 大西一史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成26年度	12月期	144人
	11月期	3人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年2月19日

告 示 第 7 3 号

平成27年2月10日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成26年度	12月期	13人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年2月19日

告 示 第 7 4 号

平成27年2月10日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則（昭和61年規則第7号）第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成27年2月10日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 128台

告 示 第 7 5 号

平成27年2月10日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
3人
- 2 送達をする書類名

差押調書 (謄本)
配当計算書

告 示 第 7 6 号

平成 27 年 2 月 10 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
5008	渡鹿 4 丁目 黒髪 5 丁目 第 1 号線	中央区渡鹿五丁目 7 5 6 番 4 地先から 中央区黒髪五丁目 6 4 7 番 1 地先まで	旧	5. 5 ～ 13. 0	283. 0
		中央区渡鹿五丁目 7 5 6 番 4 地先から 中央区黒髪五丁目 6 4 7 番 1 地先まで	新	5. 5 ～ 28. 6	445. 0

告 示 第 7 9 号

平成 27 年 2 月 13 日

平成 26 年度介護保険料納付通知書 (普通徴収) の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例 (平成 12 年条例第 5 号) 第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 26 年度	介護保険料	1 月期	平成 27 年 3 月 2 日	公示送達者 6 人 (登載省略)
		2 月期	平成 27 年 3 月 2 日	
		3 月期	平成 27 年 3 月 31 日	

告 示 第 8 0 号

平成 27 年 2 月 13 日

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 2 項の規定に基づき、手数料及び販売収入の収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 受託者

熊本市中央区水前寺公園 1 4 番 2 2 号パークビル 1 F

株式会社 スープル

代表取締役 藤井 淑人

2 委託期間

平成 27 年 2 月 13 日から

平成 27 年 4 月 10 日まで

- 3 委託する歳入の種類
熊本市優待証（さくらカード）交付手数料
おでかけ乗車券販売収入
おでかけパス券販売収入

公 告

公告第 86 号

平成 27 年 2 月 2 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により、差押財産の公売及び見積価額を公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 公売財産の種類
不動産（土地）
売却区分 1 号
（土地の表示）
所在 熊本市北区高平一丁目
地番 274 番
地目 畑
地積 489㎡
- 2 公売方法 入札
- 3 公売日時 平成 27 年 3 月 3 日（火）午前 10 時
- 4 公売会場 熊本市役所 9 階会議室
- 5 売却決定日時及び場所
日時 平成 27 年 3 月 10 日（火）午前 10 時
場所 熊本市財政局納税課
- 6 見積価額及び公売保証金
売却区分 1 号 見積価額 9,630,000 円
公売保証金 970,000 円
- 7 買受代金の納付期限
平成 27 年 3 月 10 日（火）午後 2 時
（但し、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 19 条の 7 第 1 項ただし書、その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く）
- 8 買受人についての資格その他の要件
国税徴収法第 92 条及び第 108 条第 1 項該当者は買受人となることはできない。
- 9 配当を受ける者の権利の申し出について
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市納税課まで申し出ること。
- 10 その他の公売要件
- (1) 入札に参加する者は、入札前に公売保証金を納付すること。
- (2) 公売保証金の納付は銀行振込みのみとし、公売保証金納付期間内に、指定口座に振込むこと。
- (3) 買受代金は、現金又は小切手（銀行が振出したもので、かつ熊本手形交換所管内で振出日から起算して 5 日を経過していないものに限る）でなければ納付できない。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
- (4) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行う。

- (5) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用する。
- (6) 入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を実施する場合がある。
- (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときとする。従って取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負うものとする。
- (9) 権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税等）は買受人の負担とする（登録免許税法による）。
- (10) 公売財産は、公売を中止する場合がある。
- (11) 不動産公売広報を必要とする場合は、熊本市財政局納税課特別滞納対策室に申し出ること。
- (12) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。

公 告 第 8 7 号

平成 2 7 年 2 月 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区佐土原二丁目 3 9 4 番 1 の一部、3 9 4 番 4
1, 1 9 4. 9 0 平方メートル【2 工区】
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県福岡市博多区上川端町 1 2 番 2 0 号
J X 日鉱日石エネルギー株式会社 九州支店
支店長 内山 尚典

公 告 第 8 8 号

平成 2 7 年 2 月 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区刈草三丁目 4 4 3 番、4 4 4 番、4 4 7 番、4 4 8 番、4 4 9 番 1、4 4 9 番 2
1, 9 0 9. 7 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区合志二丁目
氏名 登載省略

公 告 第 8 9 号

平成 2 7 年 2 月 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区護藤町字松ノ本 1 1 2 1 番 3
4 5 3. 3 0 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県上益城郡益城町

氏名 登載省略

公 告 第 9 0 号

平成 27 年 2 月 3 日

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）の規定により、土砂災害警戒区域等が指定されたので、同法第 8 条第 7 項の規定により次のとおり縦覧する。

熊本市長 大 西 一 史

1 土砂災害警戒区域等の箇所名等

番号	土砂災害警戒区域等の箇所名	自然現象の種類	特別警戒区域の有無
1	木原川 1 (342-1-001)	土石流	有
2	木原川 4 (342-1-003)	土石流	無
3	木原川 3 (342-1-004)	土石流	無
4	木原川 8 (342-1-005)	土石流	有
5	永宮川 (342-1-006)	土石流	無
6	平原川 4 (342-1-007)	土石流	有
7	平原川 5 (342-1-008)	土石流	有
8	平原川 2 (342-1-010)	土石流	有
9	平原川 3 (342-1-011)	土石流	無
10	平原川 6 (342-1-012)	土石流	有
11	山辺田川 (342-1-013)	土石流	無
12	木原川 6 (342-2-001)	土石流	有
13	木原川 9 (342-3-001)	土石流	有
14	木原川 5 (342-3-002)	土石流	有
15	木原川 7 (342-3-003)	土石流	有
16	木原川 10 (342-1001)	土石流	無
17	平原 1 (342-1-001)	急傾斜地の崩壊	有
18	木原 1 (平原 6) (342-1-002)	急傾斜地の崩壊	有
19	平原 2-1 (342-1-003-1)	急傾斜地の崩壊	有
20	平原 2-2 (342-1-003-2)	急傾斜地の崩壊	有
21	平原 2-3 (342-1-003-3)	急傾斜地の崩壊	有
22	木原 2 (342-1-004)	急傾斜地の崩壊	有
23	居屋敷 (342-1-005)	急傾斜地の崩壊	有
24	南田尻-1 (342-2-001-1)	急傾斜地の崩壊	有
25	南田尻-2 (342-2-001-2)	急傾斜地の崩壊	有
26	平原 3 (342-2-002)	急傾斜地の崩壊	有
27	平原 4 (342-2-003)	急傾斜地の崩壊	有
28	平原 5 (342-2-004)	急傾斜地の崩壊	有
29	木原 3 (342-2-005)	急傾斜地の崩壊	有
30	木原 5-1 (342-2-007-1)	急傾斜地の崩壊	有
31	木原 5-2 (342-2-007-2)	急傾斜地の崩壊	有

32	木原6 (342-2-008)	急傾斜地の崩壊	有
33	木原7 (342-2-009)	急傾斜地の崩壊	有
34	木原8 (342-2-010)	急傾斜地の崩壊	有
35	平原7 (342-3-001)	急傾斜地の崩壊	有
36	木原7-1 (342-3-002-1)	急傾斜地の崩壊	有
37	木原7-2 (342-3-002-2)	急傾斜地の崩壊	有
38	木原8 (木原9) (342-3-003)	急傾斜地の崩壊	有

2 縦覧場所

- (1) 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局危機管理防災総室
- (2) 熊本市南区富合町清藤405-3
熊本市南区役所総務企画課

3 縦覧開始日

平成27年2月3日から

公 告 第 9 5 号

平成27年2月3日

このたび、熊本市の一部の地域を受益地とする第一海路口地区土地改良事業（農業用排水施設）を県営事業として施行すべきことを申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の2第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨公告する。

なお、この受益地内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により、平成27年2月18日までに熊本市農業委員会に当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出ること。

熊本市長 大西一史

- 1 土地改良事業計画の概要
- 2 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準
- 3 予定管理方法等（又は予定管理者を記載した書面）
- 4 特別徴収金に関する事項。
- 5 受益地を明示した図書
- 6 その他必要な事項

公 告 第 1 0 3 号

平成27年2月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町木留字三角160番3、173番1
404.99平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区四方寄町
氏名 登載省略

公 告 第 1 0 4 号

平成 2 7 年 2 月 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町永字清苗 7 5 9 番 3
2 1 9 . 5 3 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区保田窪本町
氏名 登載省略

公 告 第 1 0 5 号

平成 2 7 年 2 月 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町赤見字前田 1 3 2 4 番、1 3 2 5 番 1、1 3 4 4 番 7
1, 5 5 3 . 9 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区城南町赤見 1 2 5 7 番地
株式会社 緒方商店
代表取締役 緒方 博明

公 告 第 1 1 1 号

平成 2 7 年 2 月 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町舞原字西 3 0 7 番 9、3 0 7 番 1 0
5 1 1 . 8 7 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県上益城郡御船町
氏名 登載省略

公 告 第 1 1 9 号

平成 2 7 年 2 月 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区梶尾町字鶴ノ原 1 7 7 9 番 1、1 7 7 9 番 7 の一部、1 8 1 3 番 1 7 及び鶴羽田町字垣ノ外 1 0 7 7 番 3、1 0 7 8 番 1
1, 6 3 3 . 8 1 平方メートル（1 工区）

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区太郎迫町 1 4 4 番 1
社会福祉法人 愛誠会
理事長 河本 妙子

公告 第 1 3 0 号

平成 27 年 2 月 1 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区上代十丁目 2 7 3 6 番 1、2 7 3 6 番 4
3 0 0. 4 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区八分字町
氏名 登載省略

公告 第 1 3 1 号

平成 27 年 2 月 1 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区域山半田一丁目 5 7 9 番、5 8 1 番 5、5 8 1 番 9、5 8 1 番 1 0
2 9 9. 9 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区平成一丁目
氏名 登載省略

公告 第 1 3 3 号

平成 27 年 2 月 1 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市中央区新大江三丁目 1 番 1、3 番 1、3 番 3、3 番 4、3 番 5、3 番 6
2、3 9 9. 2 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区尾ノ上一丁目 5 番 2 0 号
株式会社 南栄開発
代表取締役 斉藤 忠

公告 第 1 3 4 号

平成 27 年 2 月 1 3 日

熊本市北区植木町亀甲地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図の写し、地籍簿案
- 2 閲覧期間 平成 27 年 2 月 14 日から
平成 27 年 3 月 5 日まで 20 日間
- 3 閲覧場所
北区植木町亀甲東公民館 大会議室 (2 月 16 日から 2 月 18 日まで)
北区植木町亀甲中公民館 大会議室 (2 月 19 日から 2 月 20 日まで)
熊本市北区役所 土木管理課地籍調査班 (2 月 23 日から 3 月 5 日まで)
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧は、期間中毎日午前 9 時（亀甲東公民館及び亀甲中公民館においては午前 9 時 30 分）から午後 4 時までの間とする。ただし、2 月 14・15・21・22 日は除く。

公 告 第 1 3 5 号

平成 27 年 2 月 13 日

熊本市北区植木町辺田野地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図の写し、地籍簿案
- 2 閲覧期間 平成 27 年 2 月 14 日から
平成 27 年 3 月 5 日まで 20 日間
- 3 閲覧場所
熊本市北区役所 土木管理課地籍調査班 (2 月 16 日から 2 月 20 日まで)
北区植木町辺田野公民館 大会議室 (2 月 23 日から 2 月 25 日まで)
北区植木町笹尾公民館 大会議室 (2 月 26 日から 2 月 27 日まで)
熊本市北区役所 土木管理課地籍調査班 (2 月 28 日から 3 月 5 日まで)
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧は、期間中毎日午前 9 時（辺田野公民館及び笹尾公民館においては午前 9 時 30 分）から午後 4 時までの間とする。ただし、2 月 14・15・21・22 日は除く。

公 告 第 1 3 6 号

平成 27 年 2 月 13 日

熊本市東区戸島本町の一部、東区戸島六丁目の一部、東区戸島七丁目の一部の地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図の写し、地籍簿案
- 2 閲覧期間 平成 27 年 2 月 14 日から

平成 27 年 3 月 5 日まで 20 日間

3 閲覧場所

熊本市役所土木管理課地籍調査班 (2月14日から3月5日まで)

託麻東校区第6町内日下部公民館 (2月23日、2月24日)

託麻東校区第7町内日向上公民館 (2月26日、2月27日)

熊本市託麻公民館2階会議室 (3月4日、3月5日)

4 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し訂正の申し出をすることができる。

5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

6 誤り等の訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

7 閲覧場所が熊本市役所土木管理課地籍調査班における開催時間は、期間中の土曜日、日曜日以外の午前9時から午後5時までの間とする。それ以外の場所についての開催時間は午前10時から午後4時までの間とする。

公 告 第 1 3 7 号

平成 27 年 2 月 13 日

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、平成26年度熊本市農用地利用集積計画第11号を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

熊本市長 大西 一史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 1 4 3 号

平成 27 年 2 月 13 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区釜尾町字榑原733番1、733番4、733番5、738番1、743番2、744番、744番2、745番2、746番、752番1、752番5、704番2の一部、733番2の一部、733番6の一部、同市北区釜尾町字扇田781番、781番2、782番、807番2、810番2、811番、816番2、825番2、825番3、826番2、827番2、832番2、837番2、838番1、838番4、838番5、839番1、840番2、840番3、840番4、840番5、842番3、同市北区釜尾町字野口屋敷901番、同市北区貢町字扇田1577番、1577番2、1579番2、1582番1、1586番、1586番2、1601番2、1603番2、1606番1、1606番2、1606番3、1606番4、1607番1、1607番2、1609番2、1610番2、1610番3、1610番5、1574番の一部、1575番2の一部、1577番3の一部、同市北区貢町字曲尾1628番1、1632番4、1633番6、1633番7、1633番11、1634番2、1622番6の一部、1630番2の一部、1632番5の一部、1633番1の一部、1636番1の一部、1636番3の一部、の一部

53,606.30平方メートル【2工区】

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長 大西 一史

公 告 第 1 4 5 号

平成 27 年 2 月 13 日

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条第 5 項の規定に基づき策定した熊本市森林整備計画の一部を同法第 10 条の 6 第 2 項の規程に基づき変更するので、同法第 10 条の 6 第 4 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により、熊本市森林整備計画（案）を一般の縦覧に供する。

なお、熊本市森林整備計画（案）に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに熊本市長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 縦覧場所

熊本市役所農水商工局農商工連携推進課

2 縦覧期間

自 平成 27 年 2 月 13 日

至 平成 27 年 3 月 8 日

中 央 区

中央区告示第 2 号

平成 27 年 2 月 3 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 1 月 21 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 3 号

平成 27 年 2 月 3 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 1 月 26 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 4 号

平成 27 年 2 月 13 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 2 月 5 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

南 区

南区告示第 2 号

平成 27 年 2 月 10 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 1 月 26 日に職権に

より消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

北 区

北 区 告 示 第 1 号

平成 27 年 2 月 2 日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年1月26日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市北区長 田 上 美 智 子

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第5号

平成 27 年 2 月 2 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成27年2月2日から2週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成27年2月2日

2 下水を排除し、及び処理する区域

(1) 東部処理区

東区小山三丁目及び東区戸島西四丁目の各一部

(2) 南部処理区

南区荒尾町の一部

(3) 西部処理区

南区八分字町の一部

(4) 熊本北部流域下水道関連処理区

北区梶尾町の一部

(5) 富合処理区

南区富合町田尻の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

前項に示す区域内

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

(1) 東部処理区

東区秋津町秋田536番

東部浄化センター

(2) 南部処理区

南区元三町四丁目1番1号

- 南部浄化センター
- (3) 西部処理区
西区沖新町4944番3号
西部浄化センター
- (4) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区鶴羽田町12番1号
熊本北部浄化センター
- (5) 富合処理区
宇土市高柳町138
宇土終末処理場

上下水道局告示第6号

平成27年2月2日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第13条第2項第4号の規定による届出があったので、同規程第22条第4号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田 勝博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第722号	熊本市東区山ノ内四丁目1番69号 有限会社功建 取締役 山下 功	平成27年1月26日
		代表者の異動

上下水道局告示第7号

平成27年2月9日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第13条第2項第4号の規定による届出があったので、同規程第22条第4号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田 勝博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第357号	熊本市中央区十禅寺一丁目10番14号 株式会社十五建設 代表取締役 木野 弘道	平成27年2月2日
		営業所の移転

教 育 委 員 会

教委規則第3号

平成27年2月9日

熊本市田原坂西南戦争資料館条例施行規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

熊本市田原坂西南戦争資料館条例施行規則

熊本市田原坂西南戦争資料館条例施行規則を次のように制定する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市田原坂西南戦争資料館条例（平成 26 年条例第 86 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 熊本市田原坂西南戦争資料館（以下「資料館」という。）に館長のほか、必要な職員を置く。

(開館時間)

第 3 条 資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、臨時に変更することができる。

(休館日)

第 4 条 資料館の休館日は、1 2 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(入館券)

第 5 条 入館券は、別記様式のとおりとする。

(遵守事項)

第 6 条 資料館に入館する者は、資料館の職員の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 展示資料に手を触れないこと。
- (2) 資料館の施設又は展示資料を毀損しないこと。
- (3) 秩序又は風紀を乱すような行為をしないこと。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 3 月 23 日から施行する。
- 2 旧植木町田原坂資料館規則（平成 22 年植木町合併特例区規則第 5 号）に基づき設置された植木町田原坂資料館の入館券に用いるため作成された用紙は、当分の間、資料館の入館券として使用することができる。

別記様式（第 5 条関係）

個人券

(記 念 し お り)	No. 入 館 料 円 熊本市田原坂西南戦争資料館
---------------	------------------------------------

団体券

No. _____ 熊本市田原坂西南戦争資料館

団 体 入 館 券

料 金	大人・高校生	人	180円	円
	小・中学生	人	80円	円
	人		合計	円

_____ 様

_____ 年 月 日

(当日限り有効)

熊 本 市

農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 2 号

平 成 2 6 年 2 月 3 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 2 4 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 2 7 年 2 月 6 日（金）午後 3 時
- 2 場所 市役所 1 4 階大ホール
- 3 議題
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）
 - 第 2 号議案 競売買受適格証明願（耕作目的：会許可）
 - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（1 1 号）
 - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（農地中間管理機構との賃貸

借)

第 7 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願

5 その他

人 事 委 員 会

人 委 規 則 第 1 号

平 成 2 7 年 2 月 6 日

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 2 6 年条例第 7 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第 2 条 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 6 第 1 項に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第 3 条 条例第 5 条の規定による配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書（様式第 1 号）により、配偶者同行休業を始めようとする日の 1 月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第 4 条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(届出)

第 5 条 条例第 8 条の規定による届出は、配偶者同行休業状況変更届（様式第 2 号）により遅滞なく行うものとする。

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。

(職務復帰)

第 6 条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が退職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第 7 条第 3 号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(人事異動通知書の交付)

第 7 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して人事異動通知書を交付しなければならない。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合

(職員情報システムによる処理)

第 8 条 第 3 条第 1 項の申請又は第 5 条第 1 項の届出を本人が職員情報システム（電子情報処理組織を使用して職員の人事、給与及びサービスの事務を総合的に行うシステムをいう。）を使用して行った場合は、第 3 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定するそれぞれの様式により申請又は届出を行ったものとみなす。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規則の施行の日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に配偶者同行休業をしようとする職員に係る第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「配偶者同行休業を始めようとする日の 1 月前までに」とあるのは「あらかじめ」とする。

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

配偶者同行休業承認申請書

(任命権者) _____ 様		申請年月日		年	月	日
		申請者		所 属		_____
次のとおり		配偶者同行休業の承認 期間の延長の承認		職 名		_____
				氏 名		_____ 印
		を申請します。		職員番号		_____
1 申請の区分		<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3、4及び6に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3、5及び6に記入）				
2 申 請 に 係 る 配 偶 者	氏 名					
	職 業					
	申請時の所属先の名称 (所在地)		(_____)			
	外国滞在事由					
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)		(_____)			
	外国滞在事由の継続する 期間		年 月 日から		年 月 日まで	
3 職員及び配偶者の外国滞在中 の住所（居所）						
4 申請期間		年 月 日から		年 月 日まで		
5 延長の期間		年 月 日から		年 月 日まで		
既休期間		年 月 日から		年 月 日まで		
6 休業中の連絡先						
7 備考						

(注)

- ① 該当する□にはレ印を記入すること。
- ② この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- ③ 「外国滞在事由」欄には、「外国での勤務」、「外国での事業経営」等条例第4条各号のいずれかを記入すること。
- ④ 「職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
- ⑤ 「休業中の連絡先」欄には、人事担当課、所属長等と確実に連絡が取れる連絡先を記入すること。
- ⑥ 「備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- ⑦ 申請した内容に変更が生じた場合、遅滞なく人事担当課及び所属長に報告すること。

様式第 2 号（第 5 条第 1 項関係）

配偶者同行休業状況変更届

		年 月 日 届出
(任命権者)	様	
_____		所 属 _____
		職 名 _____
		氏 名 _____ 印
		職員番号 _____
次のとおり、配偶者同行休業の状況について変更が生じたので、届け出ます。		
1 届出の事由		
<input type="checkbox"/> 配偶者が外国に滞在しないこととなった。		
<input type="checkbox"/> 配偶者が外国に滞在する事由が休業の承認要件に該当しなくなった。		
<input type="checkbox"/> 産前産後の特別休暇を取得することとなった。		
<input type="checkbox"/> 配偶者が死亡した。		
<input type="checkbox"/> 配偶者が職員の配偶者でなくなった。		
<input type="checkbox"/> 配偶者と生活を共にしなくなった。		
<input type="checkbox"/> その他 (_____)		
2 届出の事由が発生した日		
年 月 日		

(注) 該当する□には印を記入すること。

人 委 規 則 第 2 号

平成 27 年 2 月 6 日

熊本市住居手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

熊本市住居手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市住居手当支給規則（平成 6 年人委規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。